

# 協働のまちづくり説明会記録(北地区)

## 《開 会》

## 《説明者等紹介・日程説明》

## 《市民活動推進課説明》

### ①地域ですすめるまちづくりについて

(協働のまちづくりについて、自主運営組織のあり方について)

## 《①に対しての質疑応答》

- ・この協働のまちづくりの話は3年前から聞いているが、具体的な説明をしないと何をどうしたらよいかわからない。行政からはっきりと具体的な組織について説明し、組織をつくるからお願いしたいと話をした方が良いのではないか。

具体的な組織の構成について、特に決めたものはない。すでに地区社教を中心とした各部会（青少年部会・広報部・女性部等々）があり、そこにもう少し枝を付けていくと地域全体を包括するような組織ができる地域もあると考えている。また、連合町内会が中心となった組織もあるので、市としてどうしなさいということではなく、地域の実情にあった組織を考えてほしい。

協働のまちづくりについて昨年までは理念を中心に説明してきた。今年はモデル地区を選定し、実際に協働のまちづくりの取り組みを進めていく中で、途中経過や準備委員会等の様子を含め、情報提供していく。いずれにしても、地域の規模や取り組み状況が違う中、すべて同じ仕組みというのは適切ではないと考えており、それぞれの地域にあった仕組みを検討してほしい。

- ・今現在組織があるのに、これ以上組織をつくるのは「屋上屋を架す」ことにならないか。

市ではこれまで地域で活動する組織に別々に交付していた補助金を、地域を包括する自主運営組織に対し一括して交付し、そのお金の使い方について地域で考えてもらうことを考えている。財政支援の方法等については今後の検討になるため、具体的なことは言えないが、基本的には現在の組織の上にもう一つ大きな組織をつくるという考えではなく、組織の見直し等により組織のスリム化が図られるのではないかと考えている。

- ・北地区は連合町内会や地区社教、福祉委員が中心でグランドフェスタや地域の見まわり活動などを行なっている。社教や連合町内会の上にまた組織をつくるのか。

現在ある個々の組織を1つの枠でつなげたらいいいのではないかと考えている。すでに連携した取り組みのみられる組織もあるので、枠を広げることで地域全体を包括した組織ができるのではないかと考えている。

- ・現在、地区連合町内会では他団体との合同会議を7月、9月、12月と行なっている。社教も独自で行事について会議を行なっているが、今のところ組織のスリム化というのは難しい。

現在の仕組みをいきなり替えるのは難しいと考える。見直しができるところから順にはじめて、役員の負担軽減なども考えてほしい。

- ・協働のまちづくりは、誰がやるのか。

地域ですすめるまちづくりは、地域が主体となって取り組むものと位置付けており、地域のみなさんで新しい仕組みを考えてほしい。市も地域にすべて任せるということではなく、協力していっしょにやっていきたい。

- ・現在、ほとんどの役はボランティアでやっている。今でもかなりの負担がかかっているが、新しい仕組みづくりには時間や労力を要するものであり、さらに負担である。

現在、各地域には市の嘱託職員である地区社会教育主事を配置しているが、協働のまちづくりにおける人材支援のあり方等についても今後検討していく。

- ・町内会長のほとんどが1年で交代される。来年また0ベースのスタートとなるのではないか。

できれば今日お集まりになった方々が地域の方々と情報共有していただき、協働のまちづくりの考え方を地域に広めてほしい。この地域で説明するのは今回が初めてであり、今回の説明会をきっかけに今後のまちづくりについて機会をとらえて話し合いの場を持ってほしい。

- ・現在、町内で役をやっている方の中には年間240日出ている人もいる。そういった方にさらに労力を求めることは大変であり、この協働のまちづくりに取り組んでいくための人材や人選もかなり大変である。
- ・この協働のまちづくりのプランは、すばらしい考え方ではあるし、基本理念もわかるが、環境や生態系、地域の産業まで含めた取り組みとなると、地域だけで考えるのは難しいのではないか。市の責務としての仕事ではないか。

ここに掲げている取り組みは、あくまでも事業の例で、これをやりなさいというものではない。産業については、他市の事例でコミュニティビジネスに取り組んでいるところがあり、地域の活性化につなげていることから例として示しているものである。また、行政も様々な工夫をしながら行政サービスの維持に努めているが、今回の提案は、将来にわたって継続可能な地域活動の仕組みをみんなでいっしょに考えようという提案なのでご理解願いたい。

## 《企画課説明》

### ②行政ですすめるまちづくりについて

（市民参加条例（仮称）の制定に向けて）

## 《②に対しての質疑応答》

- ・市民が直接市政に深く関わっていくものである。そのため、市議会議員の役割がなくなるのではないかと考えるが。

条例予算などの議決権は議会にあり、この条例によってその役割等が変わるものではないと考えている。基本的には、議会に提出する案を市民参加により検討していくものであることをご理解いただきたい。

- ・審議会等の人選はどのように考えているのか。
- ・行政関係に詳しくない人が入っても役に立たないのではないのか。

審議会等については、法律や条例によりある程度の人選が決まっており、その審議内容・分野における専門家等を入れることとなっている場合が多い。また、公募等により一般市民の方も加わっているものもある。各審議会の今後の人選については具体的な検討に至っていない。

- ・市議会議員は、市民の代表であると思う。市議会議員も同様のこと（市民の意見を聞くこと）を実施しているのか。

議会の活動について、詳しく申し上げることはできないが、議会においても各地域に赴き、市民の声を聞く活動をされていることは承知している。

## 《説明全体に対しての質疑応答・意見交換》

- ・各町内会長が一堂に会し、市政全般に対し意見を述べる（市が意見を聞く）制度のようなものはないのか。
- ・町内会長が地域のことを一番良く知っている。そのため、（市政に参加する人は）だれでも良いというわけにはいかない。町内会で代表を選び、市政に参加するべきでは

ないか。そういう仕組みを取り入れてはどうか。

市政全般を対象とし、各地域の意見を聞く機会として「市民と市長の対話集会」などを実施している。本日お伺いした意見は、参考とさせていただく。なお、現在市では、「政策検討市民委員会」という公募市民が、自主・自発的に市の政策等を検討し、市に提言等を行う市民参加の取り組みを行っている。参考までにご承知おきいただきたい。

- ・市民等の責務について、「責務」というと重い印象を受ける。例として裁判員制度のような印象。

条例のイメージでは、市民等は「～するよう努める」として、積極的に市民参加するよう努力していただくような表記にしている。対して、市は「～するものとする」としており、市の行為を義務化している。このように市の責務と市民等の責務とは明確な違いがある。その旨ご理解いただきたい。

- ・市民参加条例（仮称）は、協働のまちづくりと関係があるのか。

協働のまちづくりは広い概念である。最初に説明したとおり、協働のまちづくりに向けた環境整備の一環として行うものにご理解いただきたい。

- ・こういった説明会はこれから何回も開催されるのか。

現在、市内各地区において説明会を開催しているが、支所地域には、市町村合併に際し地域審議会という組織が設けられており、あと2年で合併による特例制度が終了するため、平成27年度以降の地域振興について地域審議会を中心に話し合いが行われている。この地区においても本日の提案をきっかけに、これからのまちづくりについて地域の中で議論していただきたい。説明会としては計画していないが、市も一緒になって進めていきたいと考えている。

- ・こういった話を子どもたちにも聞かせたい。学校関係者などもっと幅広く声をかけてほしい。

学校も地域を構成するひとつの組織と考えている。地域全体で今後のまちづくりについて考えていただけるよう、様々な機会をとらえて声をかけていく。

《閉 会》